

平成 24 年度 第2回文京区障害者地域自立支援協議会

平成 24 年11月7日 午後1時 30 分～3 時 00 分

文京シビックセンター24F 区議会第一委員会室

出席者 会長:高山直樹 (東洋大学 社会学部社会福祉学科教授)

副会長:小池進介 (東京大学 学生相談ネットワーク本部精神保健支援室講師)

委員:吉田美奈子 (文京区身体障害者相談員)

井原恵子 (文京区社会福祉協議会 事務局次長)

小森谷雅弘 (文京区民生委員・児童委員協議会)

増岡登志子 (飯田橋公共職業安定専門援助第二部門統括職業指導官)

柳田礼子 (東京都立精神保健福祉センター)

安達勇二 (あせび会支援センター 施設長)

森田妙恵子 (有限会社 トチギ介護サービス取締役)

松下功一 (社会福祉法人 文京槐の会 サービス管理責任者)

瀬川聖美 (社会福祉法人 本郷の森 银杏企画 I 所長)

三股金利 (大塚福祉作業所 施設長)

行成裕一郎 (エナジーハウス所長)

八木茂 (福祉部長)

宮本眞理子 (保健衛生部長)

佐藤祐司 (文京区知的障害者福祉司)

大久保延広 (文京区身体障害者福祉司)

加藤たか子 (精神保健相談員 保健師)

幹事: 内野陽 (文京区福祉部福祉政策課長)

渡邊了 (文京区福祉部障害福祉課長)

新名幸男 (文京福祉センター所長)

深山紀子 (文京区保健衛生部保健サービスセンター所長)

石澤清光 (文京区福祉部就労支援センター所長) (委員 23 人)

1 開会

○事務局（渡邊）

第2回の文京区障害者地域自立支援協議会を開催をさせていただきたいと思います。

開会に当たりまして、まず高山会長のほうから一言ごあいさつをお願いいたします。

○高山会長

皆さんこんにちは。今日は、2回目の自立支援協議会でありますけれども、この10月1日から障害者虐待防止法が施行され、いろいろな意味で自立支援協議会がこれからますますネットワークであるとか、相談支援事業あるいは就労支援、権利も含めて、いろいろ密に話をしていかなければいけないと思います。

そういう意味では、文京区はこの協議会をずっと積み重ねてきて、そして3つの部会がそれぞれ特性を持って協議を続けてきていますけれども、今日は前からの懸案事項であります当事者部会というものをぜひ検討させていただきたいということでもあります。

障害者権利条約の、いわゆる「私たちのことを私たち抜きで決めるな」というスローガンがありますけれども、国の部会も、当事者の人たちが会議に積極的に参画をしていただき、そしてそこで審議をしていただく、協議をしていただくことが普通になってきました。

そういう意味でも、文京区においても、特にこの障害者の地域自立支援協議会でありますので、当事者の部会を立ち上げるための議論を重ねていただきたいと思います。

先ほど、渡邊課長からの話では当事者部会を持っているのは、ほかの区だと板橋と港ということありますけれども、単なる形式的なことだけではなくて、実質的に当事者部会を活かす自立支援協議会にしたいと思いますので、どうぞ今日はよろしくをお願いいたします。

○事務局（渡邊）

ありがとうございました。

それでは、続きまして前回、この自立支援協議会にご欠席でした小池副会長、柳田委員、瀬川委員から一言ずつごあいさつをお願いします。

—委員挨拶 省略—

○高山会長

では、最初に事務局から今日の出席状況と連絡事項をお願いいたします。

○事務局（渡邊）

それでは、私のほうから本日の出席状況についてご報告を申し上げます。

本日の出欠状況ですけれども、志村副会長、それから渡邊予防対策課長、お二人が欠席というご連絡をいただいております。

次に、お手元に席上配付させていただきました資料ですが、まず次第席上配付資料1、2、別紙1、ご案内といたしまして、この平成24年度東京都自立支援協議会セミナーのチラシを入れさせていただきます。

こちらにつきましては、本年12月4日午後1時30分から東京都庁の第一本庁舎5階の大会議場で行われます。

こちらのテーマが「地域の相談支援の現状を考える」ということですので、もしこちらのセミナーにご参加ご希望の方がいらっしゃいましたら、障害福祉課で取りまとめをさせていただきますので、11月21日までにご連絡をお願いいたします。

資料の確認は以上です。

○高山会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、会議の進行について事務局からお願いいたします。

○事務局（渡邊）

次第をごらんください。前回の協議会で、当事者部会の設置についてご提案をさせていただき、各専門部会で当事者の参画についてご検討をいただいたところでございます。

その結論、議論の経過も含めまして、各専門部会の部会長より逐次ご報告をいただきます。それらを踏まえまして、当事者部会の構成等につきまして、事務局からご提案をさせていただくといった段取りで進めてまいりたいと思います。

ということで、会長、よろしくをお願いいたします。

2 議題

(1) 当事者部会の設置について

○高山会長

それでは、早速議題の1ということで、当事者部会の設置について資料1により報告をお願いします。

まず、相談支援専門部会の部会長、行成さんをお願いします。

○行成委員

今年度、最初の相談支援専門部会が7月26日に開催されました。当事者の方の部会への参加ということなんですけれども、結論としては、記載にあるとおり、部会そのものに参加することは見合わせる。

かわりに、事務局から対案が出されていた当事者部会を設置して、そこに相談支援専門部会の何名かが説明に行き、議論してもらって、その後、その議論をまた当事者部会から代表者が各専門部会等に来て報告してもらい、さらに議論を深めるという形で、当事者を参加させてはどうかということになりました。

今後、専門部会に当事者が参加することも可能との意見もあり、当事者部会を開催していく中で、当事者部会の議論がいろいろ深まったところで、各部会に参加したいということであれば、各部会等で検討していくということになりました。

議論のスピードが少し落ちるのではないかとということと、それから当事者1人2人というだけでは、障害者全体のより広い意見を集約できないのではないかとということと、やはり当事者部会を設置するほうがいいのではないかと結論になりました。

以上です。

○高山会長

それでは、次に就労支援専門部会、増岡部会長をお願いします。

○増岡委員

検討した結果は、資料の記載にあるとおりですが、報告もあるので専門部会に出させていただいてもいいのではないかとというような意見もありました。精神障害の方ストレスを感じる人もいるのではないかとか、知的障害の方は抽象的な議論だについていけなくて、かえって疎外感を深めてしまうのではないかとというような意見がありました。結果的には当事者の参画について、基本的に拒むものではないが、まずは当事者部会の中でゆっくりとさまざまなことを経験してもらい、その上で専門部会への参画ということで、必要な部会との意見交換は、事務局案の形で行うという結論になりました。

以上です。

○高山会長

ありがとうございました。それでは、権利擁護専門部会、井原部会長お願いいたします。

○井原委員

8月10日に行われました権利擁護専門部会では、専門部会の委員としての、当事者の参画というのは見合わせようという意見と、当事者が入ることが望ましいという意見もありました。

ただ、ここの部会では、当事者とはだれのことで、どのように選出するのかという質問もありました。

健常者のみで話し合うのではなく、権利侵害を受けている当事者の方に入っていただきたいという思いは皆さんお持ちでしたけれども、とりあえず当事者の方が直接入るのではなく、連携をとって、当事者部会に私たちのほうが参画していくような形のほうがいいのではないかとということで、最終的には、当事者が委員に入ることについては再度検討するというような結論になりました。

○高山会長

ありがとうございました。

3 専門部会からご報告いただき、どちらかというところ、ネガティブというか、見合わせようということになってはいますが、今、井原部会長が言ったように、当事者とは何かという議論もやはりあるのかなと思いました。何かご質問があればと思いますが、いかがでしょうか。

吉田委員何かありますか。

○吉田委員

すごい気分悪いです。今のお話を聞いていると、その当事者部会ができるのはとてもいいことだし、どんどんそこで本当にいろいろな意見が出ると思うんですね。

ですけれども、今のお話を聞くとスピードが遅くなるから入れないとか、本当に障害を持った者として、何を対象にして言っているのかと思いますね。

○高山会長

そうですね、ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。どうですかね。

割と、今本質的なところにきているのかもしれないですね。この考え方や問題、あるいはこの当事者部会というものを別につくろうとしているというのは前からの懸案事項であります。それはまた後でやりますが、会長としては専門部会の中で、当事者の参画に関して、もっと積極的であるべきだと思います。

ある意味では、もっと入れてもいいんじゃないか、そんなに消極的になる必要はどこにあるのかなという気がします。ですから、いろいろな懸念はあるかもしれませんが、もっと自由に気楽にというか、何かそういう形で入れて、あるいは入れ方にもいろいろなプロセスはありますけれども、もっと何かという感じを私はちょっと覚えます。いかがでしょうかね、松下さん。

○松下委員

吉田委員のおっしゃるとおりだなと思っております。権利擁護部会で、当事者が入ることが

望ましいという意見は私の意見ですけれども、ただ、私もあのか、ああここに壁があるのかという感じがしました。

自立支援協議会の権利擁護部会が、当事者を入れないという判断をするって何だというのは、私も気分が悪かったのは確かです。今、会長が言われたとおり、もうちょっと気楽にやって、いろいろ問題は出てくるだろうけれども、それはまたみんなで知恵を出し合うっていうことがあるべきだろうなと思いますが、やっぱりさっき井原さんから言われたように、要は当事者のイメージがわからないんだろうなということです。

だから、例えば車いすに乗った人なのか、どこに障害がある人なのかということによって、話は全然変わってくるので、まとめて当事者というふうに言うことによって、漠然としたものがあるんだろうなという印象は持ちました。それも含めて、自立支援協議会が当事者を入れないというのは、私はちょっと困るなと思っています。

○高山会長

ほかにはいかがでしょうか。

きょうは、親の部会ということなので、各専門部会から出てきたこの報告が、最終決定ではないわけですね。ここからまたフィードバックを、意見を聞きながらまた部会に戻して考える時間は微妙な時期になってきましたが、課長どうですかね。

○事務局（渡邊）

事務局としてお話をさせていただくと、今、会長のおっしゃったように、親会ですので部会から上がってきた結論についてご議論いただいて、その方向性についても再修正が必要だということであれば、それはまたここでご議論いただくと。ただ、スケジュール的なことを考えさせていただくと、でき得ればこの会で、一定の方向性はいただきたいと思っていますところ。

来年度から、当事者部会を設置することについては、各専門部会において、あるいはこの親会において結論をいただきますが、おおむね、当事者部会を設置することについてのネガティブなご意見はありませんでしたので、設置のスケジュールリングを考えることと、専門部会に入れるかどうかという議論は一定分けてご議論いただいて、もう一回親会に戻すということは可能かなとは思っています。

○高山会長

そういう意味では、この今親会というか、ここが各専門部会にフィードバックできるというところだと思いますので、今年度ということだけでなく、来年度以降、この議論というのは続くはずですので、ここでしっかり議論しましょうということになるかと思いますが、いかが

でしょうか。

ここで皆さんのご意見を聞かせていただければと思うんですね。いかがでしょうか。

○小池副会長

すみません。さっきお話に出た、当事者とは、どういう方を入れるかという想定をある程度共有したほうが、議論が煮詰まると思います。

何を言っているかということ、私はふだん東大生の比較的軽い精神障害を持った方を診ているんですね。東大を卒業して一流企業に勤めるような方。また、入院を何回も繰り返していて、リハビリ施設に通いながら何とか就職できるかなとか、いやひきこもりかなとか、そういうような方もやっぱり当事者なんですね。

皆さんそれぞれバックグラウンドがあって、それぞれそのバックグラウンドをもとにして、多分、当事者の方をどういうふうな人が参画できるだろうとか、そういうイメージを持っていると思います。一方で僕が今診ている学生さんも当事者なので、ここに入ってきていることはできると思うんですけども、もしそういうふうになったら、多分こういう議論ができないとか、そういうことではないと思うんです。

○高山会長

ありがとうございました。

やっぱり、当事者とは何かということ、やはり自立支援協議会の中で方向性を確認しておく必要があるということですね。

これは大事なことだと思いますので、この辺いかがでしょうかね。

○事務局（渡邊）

事務局のほうで、各専門部会でご説明を申し上げたときの障害当事者のイメージは、知的障害・身体障害・精神障害の各当事者の方を1名ずつ各専門部会に3名入っていただくようなことを考えて、各専門部会の皆様にはご議論をいただいています。

ですので、今、小池副会長のお話のあったとおり、その障害の程度や状況については余り詳しくはお話を申し上げておりません。ですので、精神障害の軽い方、重い方、知的障害の重度の方から軽度の方、あるいは身体障害でもさまざまな障害があると思いますので、このあたりについては余り明確には申し上げておりませんが、やはり知的障害の方のいわゆる理解レベルに合わせて議論を進めていくことについては、各専門部会で十分に諮っていただいたという認識でございます。

そのような形で、事務局としてはご説明をしたということですので、さらにこの親会の中で、

議論をもう少し深めていただければと思います。

○高山会長

ありがとうございました。

いわゆる3障害ということですね。ただ、改正された障害者基本法の障害者の定義は、手帳保持者だけではなくもう少し幅広いですよ。これは虐待防止法も同じですね。要するに、何らかの理由で社会的あるいは継続的にいろいろな不利益な状態にある方ですね。

後の議論になりますが、難病の方で手帳を持っていない方もおられますし、発達障害の方もありますので、3障害というのはある意味で別に問題はないですよ。

むしろその人が、いわゆる専門部会に入ってきたときに、いろいろな問題が、あるいはリスクがあるのではないかなという議論でしたよね。

逆に言うと、そういうリスクだとか、あるいはそういういろいろな配慮が必要だということとは入らないとわからないということだと思えますよ。

国の総合福祉部会ではバックアップする人がいて、知的障害の人がイエローカードを出すとまた戻していくとかですね。

それから、事前の資料もルビを振り、わかりやすくするとか、そういうのは、別に障害があるなしにかかわらず、いろいろな委員会や市民の会議を含めて、大事な配慮ですよ。

ですから、何か障害のある方を特化するのではなく、障害のある方が入ることによって会議のあり方、委員会のあり方というものも、もっとわかりやすくなるという意味があるんじゃないかということですね。

○小池副会長

おっしゃるとおりだと思います。先ほど、一例を挙げた、ちょっと議論に戻すとかルビを振るっていうのは、必ずしも障害を持っている、持っていない方だけにとどまらないと思うんですよ。

今後、より幅広い人たちが入っていく中で必要なことだとは思っているので、その意見には賛成です。そのためにまずこういう会に入ってもらって、どういう問題点が出てきたかとか、今後の会議でどういうふうな改善点をしていけば、よりよく議論が進むかというのを蓄積していくことは非常に大事だと思います。

○高山会長

ほかに、安達委員、どうですか。

○安達委員

多分、私自分としては精神障害ですと、予防対策課でそういう精神保健の会議があり、当事者の代表がきちんと出て、そこで、一緒に議論に参加しているという現実はあるので、精神障害者の方は別に問題ないのかという話をしたかと思います。

入っていただくに当たって、議論のスピードが落ちるとかいろいろな問題はあるのかもしれないんですけども、私が今回、予防対策課の会議に、私のところから連れていったんですけども、それ相応のレクチャーをして、どういう会議であるのかの説明をして、しっかり事前にフォローする、それからあと統合失調症の方でしたので、議論した、言葉とか内容が、後で、頭の中をぐるぐる、回ってしまうのですね。

そこでちゃんとフォローしないと、また病状の悪化につながってしまうので、それを一、二週間きちんとフォローするという、そういうことを実際にやって、非常にいい参加の仕方ができたかというふうに思っているんですけどもね。

ですから、そういう意味では、そういうところに行って、話を聞いて、そこを理解して議論することのできる人というのはもちろんいるはずですし、そのような支援をしていくべきだとは思っているので、将来的にはそういう方向に行きたいという話だったような気がします。

ただ、今回に関しては、いろいろ議論の中身はあるけれども、タイムスパン、時間的なこともいろいろあって、今回は当事者部会ということで議論してもらおうかという話だったと思います。

ですから、決して排除するとかではなくて、将来的には専門部会にも入って、みんなと一緒に議論していく場にしていきたいということだったかと思います。

○高山会長

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

ということは、当事者であれ、我々であれ、部会の委員に選ばれているわけですね。

当事者の方はどうなるのかということになると、あるいは障害福祉課で選ぶことは十分あり得るわけですね。要するに、部会において健常者と当事者の選ばれ方が異なること、そこがもしかしたら問題なのかもしれないという気もします。

そのあたりをどう整理しますか。

○事務局（渡邊）

これまでの皆さんの委員の選定の仕方については、例えば団体からの推薦であるとか、あるいは相談支援事業の事業者の方、または、法的な位置づけで、例えば福祉士であるとかも含めて、皆さんには来ていただいているという背景があるんですね。当事者の方の場合、恐らく公募区

民に近い形の考え方になるのかなと、事務局としては思っているところです。

次の議題に入りますが、事務局としては、当事者の部会に関しては、区内の通所施設を中心に、幾つも施設がございますので推薦をそれぞれお願いし、その後そこから選考させてもらうというのが一つ、それとあとは、一般の公募区民と同じように、公募による選考をさせていただいて、委員になっていただくというような形で当事者に参画をしてもらうということを、考えているところではあります。

○高山会長

わかりました。議題の（１）を整理しましょうか。

今、報告いただきましたけれども、この報告の文章だと、何となくネガティブな印象が強いですよね。しかし、今安達委員が言われたように、いやそうではなくて、むしろ積極的な意味が含まれているんだというところの理解ということによろしいですか。

ということは、また部会長に託しますので、今年度、議論するというのであればいただき、さらに来年度はもっと積極的な意味で、準備をしていただく方向性でいかがでしょうかね。どうでしょうか、そういう方向で整理していただいて。

○事務局（渡邊）

事務局としては、先ほど会長あるいは副会長のほうから、例えばルビを振るであるとか、事前に説明をする、あるいはイエローカードの制度を考える、あるいは先ほど安達委員からもお話のあった、精神障害の方であれば事前レクチャーと事後フォローが必要だといったようなところの部分、こういったところが残念ながら、まだやはりノウハウがこちらも把握できていないんですね。

どういう形でやるのがベストなのかというのが、まだわかっていないところもあるので、そういう意味では当事者部会を運営、運用しながら、事務局としてはノウハウを蓄積させていただいた上で、各専門部会に拡充していくような形をとらせていただくのが障害当事者の方に過度なご負担がなくなるのかなと思っているところです。

○吉田委員

今、どういう人たちを当事者としてそこに迎え入れるかという話だと思うんですけども、この話があった時に、行政がこの委員会をつくる前の段階で、当事者会をつくらなければいけないと思っているんです。というのは、要するに視覚障害者の代表として吉田が行くけれども、自分の話だけされたら困ることがいっぱいあるんですね。

やっぱりある程度、全体の障害をわかっている人でないと、自分の話で終わってしまい、そ

れは本当にせつかくの当事者部会が当事者じゃない、その人の会になってしまいます。

安易に1人ずつ出してもいいですけども、私はその前に、当事者部会を自分たちで開きたいと思います。

この間のボランティア祭り、そこには聴覚障害、肢体不自由、視覚障害、精神障害、知的障害の援助者、施設の親ではない、そういうかかわりの中で支援してくれる人が一緒に出るという事で、いい話し合いができていますね。

来年度、この当事者部会ができて、それぞれの専門部会に入っていくかどうかっていう話なんですけれども、当然、入っていったらそれに必要な会議の進行が必要だと思うんですね。例えば、今日のこの資料はすぐに点字にしてもらいたいですけど、それさえもできていない状態なんです。ルビ振るなんて当たり前、手話通訳が入るの当たり前、その当たりのことができているのが現状じゃないんですか。

だから、専門部会云々で、一生懸命想像の中で悩むんじゃなくて、私たちは私たちが、当事者の話し合いの場を持つという話をどんどん進めていきます。ある程度、全体のことがわかっていて人が代弁者になって言わなければならないことがあるので、私はもう少し時間を見て、もう今からこんなふうにするのではなくて、成長していく当事者を見てほしいし、反対に当事者部会は今の専門部会と同じところに並んでほしい。

さっき、皆さんが発表しているのを見ると、やっぱり一歩下に見られている。やっぱり違うところに疎外感があるっていうのをすごく感じました。

○高山会長

そういう意味では、いろいろな課題があるかもしれませんね。当事者の参画のあり方もそうですし、選考の仕方もそうです。そのところで、やはり自立支援協議会のあり方や会議のあり方なんか、そこではじめて討議する内容が出てくるのではないかという感じもするんですよ。

ですから、そういう意味では、来年度当事者部会を立ち上げて、そこでいろいろな当事者のあり方や、あるいは当事者とのかかわり方、あるいは配慮のやりとり等含めて話し合ってもらってもいいのではないかという感じもするんですけどもね。

今年度どうするかですよ。今年度は、もう一度部会長のところで議論していただき、そこで、積極的に来年度に向けての方向性を出していただくということでよろしいですかね。要するに、はっきり言うと親会はこの報告ではだめだと言っているということです。いかがでしょうか。

○事務局（渡邊）

整理すると、速やかに、当事者の人たちを専門部会に入れることが望ましいということで、あとはその各専門部会のほうで、果たしてそれがどれだけできるかということで、再度下命をするという整理でよろしいかどうかということになると思うんですが。

○高山会長

私の整理は、今年度絶対そうしなければいけないと言っているわけではなくて、もう一回議論していただきたいということなんです。今度の新しい年度の当事者部会をしっかりとつくっていく上で、連携をどう図っていくかということでもいいのではないかという気はします。いろいろな問題が山積しているような気がしますので、今年度の議論のなかで、専門部会に必ず当事者を入れなければいけないということではないような感じもするんですがね。当事者部会をつくって、そこともきちんとやっていく整理というのはあるかなと思うんですけども、いかがですかね、その辺の整理の仕方です。

○松下委員

ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、各専門部会への当事者の参画っていうのも、これは来年度以降っていうことでいいわけですよ。それで、当事者部会も来年度からということですよ。

リンクしないことは、多分あり得ない話だと思うんですけども、そもそも考えてみれば、一番最初の自立支援協議会のときに、各部会に議論してもらおうということがどこまで必要だったのかなと。もう入れるんだよって決めてしまったほうが早かったというぐらい、乱暴かもしれないですけども、断る余地があるんだということに改めて驚いたわけなんです。

○高山会長

もう一回整理すると、これは報告をされましたけれども、いろいろ誤解を招くというか、安達委員が言っていることと違うようなニュアンスですよ。ですから、もう一度しっかりと議論していただく、あるいは見直していただくということも必要だし、もっと積極的という意味があったということならば、なおさらそうですね。

部会長さんに託していきますので、また集まるのが難しかったら、メール等で今日の話部会の人たち含めて、きょうのこの親会の意見というか、フィードバックを踏まえて、修正をしていただく。

今度のスケジュールはいつになりますか。3月ぐらいにもう一回ありますか。

○事務局（渡邊）

親会に関しては、一応3月末ないしは年度明けぐらいを予定したいと思っておりますが、当事者

部会のスケジューリング的な関係もあるので、3月末は厳しいかもしれないという状況です。

○高山会長

今日、いろいろ議論の枠組みの話もありましたよね。当事者とは何か、配慮のあり方だとかいろいろありましたから、そういうことを議論していただくとありがたいと思います。そして、次の親会にそのことを出していただくということでいかがですか。

○事務局（渡邊）

事務局としては、それでいいと思います。

1点だけ、実は会長のほうにお願いがあるのは、今お話をいただいている部分が、松下委員は知的の障害のことも踏まえてお話をされているのかなと思うんですけども、精神障害のお話と身体障害の関係で、知的の障害の担当の委員のご意見はどうなのかご確認をいただければと思います。

○高山会長

いかがですか。

○三股委員

実は私千葉県で堂本知事が障害児差別の条例をつくるときに、盛んに当事者の方を含めて県庁が終わってから、夜、あり方を検討する会を幾つも設けてやったときのことを思い出したんですが、やっぱり時間が足りないという気がするんです。

先ほど吉田さんが言われたように、当事者団体の議論のないままに、公募の委員が出てきて、焦点がぼけたような会議になってしまうとか、いろいろな事象がありました。県の課長が真っ赤な顔して、もうその議論はやめてくれというような場面もありましたし、知的障害の方に、その会議の前に三、四時間も時間を使って説明するような段取りをとったということもありました。いずれにしても、いろいろな障害を持たれた人の意見を吸収していくというのは、もう少し時間が必要なのかなと。このゴールをどこに持っていくのか、ゴールは何を目指しているのか、その辺が余りよく見えないんですね。

ですから、先ほど総合福祉部会の話が出ましたけれども、いろいろな意見を総合福祉部会で積み重ねて出てきて、それが、では、果たして反映されたかという、やはり全部現実化するのは難しいという現実もありますし、そのようなところをどういうふうに調整していくのか、それは会議で皆さんが意見を出し合っただけということになるんでしょうが、いずれにしても、私は当事者の方に入っていただく、例えばこの7名だとか、その障害の範囲だとか、そういう部分に関しての、時間が少し足りないのではないかなという感じはいたします。

○高山会長

では、どれだけ時間をかければいいのか、あるいはそういう意味では、むしろ同時並行的に、文京区という、国の話ではなくて区の話ですから、ある意味で、できるところから入れていてもいいのではないかと私は思っているんですけどもね。

いずれにせよ、まだそういう意味では、いろいろな意見があるということが今日わかりましたので、きちんと議論していきましょう。今の、三股さんの話もありますので、いかがでしょうかね。

そういう意味では、また部会に持ち帰っていただいて、その辺の議論、今日出てきた幾つかの議論を事務局にまとめていただいてそのことを含めて、各部会でもう一回、その参画のあり方を議論していただいて、そして次の議題にもつながりますけれども、来年度の当事者部会との連携の中で、今三股さんが言ったゴールというか、そういうことも含めて議論できていくといいのではないかと思います。

そういうことで、よろしいでしょうか、大事な議論ができてよかったと思います。

(2) 当事者部会の構成について

○高山会長

それでは(2)のいわゆる当事者部会について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(渡邊)

それでは、席上配付資料2、当事者部会の概要の資料になります。

皆さんにご案内のとおりですけれども、総合支援法の中で自立支援協議会に当事者や家族の参画が明確化されたということを背景に、今回の本協議会においても当事者部会を設置することとしています。

協議会の議論等について、障害者の意見や考え方等を聞きながら、協議会の議論に当事者が参画することを目的とするものです。

3として、当事者部会の設置の概要になりますけれども、先ほど、吉田委員からのお話があって、個人的な意見になるのかもしれないということなので、これが適切かどうかという観点に立った上で、事務局としては、規模としておおむね7名程度、施設推薦枠を4名、公募枠を3名程度と考えています。

障害者委員の選考方法としては、施設推薦枠、こちらに関しては、区内の全通所施設に対し

て推薦を依頼しまして、施設から当事者部会への参加希望のある障害者の応募を受けて、書類選考をさせていただくというものです。

2の公募枠に関しては、通常の公募区民と一緒に、広報、ホームページで周知して面接により選考するという考えを持っています。

役割ですが、各専門部会のところでの議論もありましたが、現在の専門部会の位置づけとしては、親会から下命事項の協議検討を行っているのが各3専門部会になっています。

今回設置する当事者部会に関しては、その各専門部会で議論をされている内容について、当事者部会に対して報告をし、意見の聞き取り及び協議をしてもらうという役割を担うという形でございます。

当事者部会で協議、検討される内容については、各専門部会に対して、当事者部会から報告をするという、相互に動くようなイメージを持っているものです。それをイメージ化したものが別紙の1ということです。

全体会が、今年2回程度の協議会になりますが、①として各3専門部会に下命事項があり、それぞれの専門部会でご議論いただくと、そのご議論いただいている内容に関して、専門部会から代表者が当事者部会へ出席をして、専門部会の論点等を説明します。その中で、当事者部会の皆様にご意見等、あるいはその協議、あるいはその考え方等お示しをいただいて、それを今度は相談なり、就労なり、各専門部会に持ち帰るという形です。

ただし、持ち帰るときに、いわゆる専門部会からの代表者がただ持ち帰るだけではなく、当事者部会からの代表者、あるいはこれは互選でも構わないと思うのですけれども、そういった方が当事者部会を代表して、各専門部会に行き議論の内容等を報告してもらい、その議論をまた各専門部会の中で、当事者の意見はこうだったよ、あるいはこういう議論があった、あるいは今私はこう思うというようなところを議論していただくような形で、各専門部会に当事者の参画を図っていくようなイメージを事務局としては持っています。それらの議論を踏まえて、3専門部会で下命事項の報告を全体会に上げるという形です。

もう一方で、当事者部会がそれぞれ3専門部会とかかわり合って、議論を深めていくわけですが、これらについて、最終的な各専門部会の報告と同様に、当事者部会での議論ないしは考え方等について、全体会に報告してもらって、全体会でさらにそれを議論するというようなイメージを事務局としては持っており、設置をご提案するとものでございます。

○高山会長

ありがとうございました。いかがでしょうか。この事務局案ということでもありますけれども、

3 専門部会で議論されたものを、またそこで、当事者部会でチェックするという、そういう意味ですね。いかがでしょうか。

それから、背景、目的にありますけれども、具体的に当事者部会の設置ということについて、障害者の方の委員ということで7名程度、施設推薦枠が4名程度、公募枠が3名程度ということですね、ということになるかと思いますが。

○小池副会長

すみません。私、中座させていただきますけれども、これが最後の形ではなくて、来年やるためにはこの形しかできないんだと思うんですね。是非っていうのももちろんやっていただければと思うんですけども、その後、どういうふうに持っていくのが一番いいのかというのは、もちろんやりながらもそうだし、あるべき姿みたいなのを、皆さんのご意見を集約できれば、最終的にはいいのではないかなと思います。

ただ、よく議論で交差しがちなのが、来年できることと、二、三年後にできたらいいなというところがよくごっちゃになり、話が食い違うことがありますので気をつけるところです。

○高山会長

今の小池副会長のご意見も踏まえて、質問でも結構ですし、ご意見お願いしたいと思います。

○井原委員

当事者部会の方と、それから今議論していた各専門部会の委員は別と考えるのでしょうか。

○事務局（渡邊）

事務局のイメージとしては、障害当事者が入ってみなければわからないというところがあると思うのです。

就労支援専門部会が何をしているか、入ったことがない人はイメージがないので、このあたり、具体的に障害当事者の方々にイメージしてもらおう部分も、当然必要があるのかなというふうに思っていて、その当事者部会が設置をされて、そこで一定、3 専門部会からいろいろと情報提供されたり、その中でレクチャーしたり、慣れていく中で、自分のかかわっていきたい専門部会が見えてきたときに、その中の当事者が当事者部会から、では、専門部会に入ることも、今後、2年とか、3年とか後に関しては充分あり得るのかなというふうには思っています。

○松下委員

各専門部会に当事者の委員として入るかもしれないわけですよ。その人、知的障害・身体障害・精神障害各1名ぐらい、3部会あれば9名ってことですよ。その9名が当事者部会の構成員でないってことですか。

○事務局（渡邊）

その部分は決まっていないという感じです。

来年度に関しては、今、各3専門部会に入れるかどうかの議論がまだ煮詰まっていないところもあるので、まだそこは保留です。当事者部会は当事者部会で選考をかけて、7名程度というふうに今提案をさせてもらっていますけれども、これがある程度、運営を積み重ねていく中で、当事者部会から専門部会に行きたいという人が出て来るだろうし、そのときに、改めて当事者部会と専門部会の人とは別に兼務でも構わないよね、あるいは別にした方がいいというのは、それぞれこのところでもう一回議論があるのかなと思っています。

今、ここで、体制を決めてしまうという考え方は、事務局としては持っていません。

○高山会長

我々も、何人か2つの部会に属している人もいますよね。それも将来的にはあり得るかもしれないということですね。

ほかにはいかがでしょうか。

○三股委員

当事者部会が年3回という形になっているのですが、各部会が開催されるそのたびに報告をして、話し合いが持たれるということになれば、年3回では足りないのかなという気がするのですが、いかがなものでしょうか。

○事務局（渡邊）

すみません、年3回というのは3専門部会があるので、各専門部会から上がってくる議論、すべてがすべて、議論のチェックというか意見を当事者部会に求めるという形ではなくて、基本的にすべて本来であればかかわるべきなのが、あるべき姿なのだろうとは思いますが、その中で、特にとりようなところを各専門部会のほうで選択なり、議論していただいた上で、あるテーマについて当事者部会に1回かけていただくということで、3専門部会で年3回というようなイメージを事務局としては持っています。

○三股委員

議題に応じて、多少変更の余地ありということで解釈してよろしいですね。

○事務局（渡邊）

はい。

○高山会長

ほかにはいかがでしょうか。

予算の関係が出てくるとは思うのですが、私のイメージは、場合によっては当事者部会と、例えば相談支援専門部会が合同でやるとか。これから先には、十分あり得る話だと思います。

だから、そういう意味では、この当事者部会をつくることによって、その当事者の方の参画ということがいろいろな形の可能性が出て、それを議論していただく、そういうことの意味がすごく強いのではないかなと思います。

それから、もう一つ大事なことは、私たちのこの今の親会が当事者部会をつくる意味とか意義をはっきりさせる必要があると思います。要するに、背景だとか、参画が明確化されたことということだけではなくて、私たちがこの協議会の中に当事者部会をつくる目的、意義というのをはっきりしておくことが、将来的なあり方に関しても、方向性が見えてくるのだと思うのですね。

だから、このベクトルを合わせておいて、そして各専門部会が展開していただくということになるとは思いますが、そこら辺のところの確認も必要かなという感じもしますね。

あとは、具体的に規模ですね。この辺いかがでしょうか。障害のある方の委員が7名程度というふうになっていますけれども、公募枠が3名程度、施設推薦枠4名程度、いかがでしょうか。

○松下委員

人数が7名程度がいいのかどうかというのは、ほかの部会とのバランスもあるのかなとは思いますが、それこそ先ほど会長が言われたように、7名といたら7名でなければいけない話ではなくて、規模をふやしていく、そういう考え方はあるのかなというのが一つと、それから、施設推薦枠というのが、身体障害や精神障害の場合は、僕は何となくイメージができたのですが、知的障害で本当に施設でいいのかなってというのは、少し気になるところで、もう少し別の何かカテゴリーがないかなというふうには思います。

やっぱり、各障害に合わせた配慮の仕方があるのだと思うので、本当に区内通所施設という形で区切っていいんだろうかというのは、もう少しここで、議論したほうがいいのではないかなということと、それから、自立支援協議会の当事者部会が公募でいいのかなってというのは、僕はちょっとやっぱり気になるところで、さっき吉田さんが言われたようにある程度バックグラウンドを持っている人が望ましいのではないかなというふうには思います。

以上です。

○高山会長

施設推薦枠のあり方、それから公募というところに関してのご意見でしたけれども、いかが

ですかね。

なかなか難しいですよ、どうしたらいいですかね。対案を出していただかないと。

○松下委員

例えば、通所施設からの推薦がいいのかといえば、もう少し枠を広げた方が望ましいと思いますし、就労している方の中の知的障害のある方だとか。以前、当事者のお話を聞く機会の際に、知的障害の当事者で、パネリストになる人を探そうとしたときにもなかなか難しかったケースがあったかと思うんですけども、もし何ならば知的障害の部分は該当者がいなかったら空席にしておくというのも手かなとは思いますが。

○高山会長

いかがですかね。この辺、どういう判断がベストなのか、よくわからないですね。

瀬川委員、どうですか。

○瀬川委員

すみません。私は、就労支援専門部会に入っていて、精神障害の人が入るのだったら、やはり同じようにお勤めしている方に入ってもらってというのも手ですし、もちろんこれから就職したいという人が入るのも大事だし、その辺ってすごく難しい。それぞれの障害によって違うのかなという気はしています。

○高山会長

あとは吉田委員が言われたように、それぞれの障害の種別ごとに、また団体との関係も出てきますかね。

○三股委員

あそこの団体呼ばれて、うち呼ばれてないとかっていうのが出てくると問題ではないですか。

○事務局（渡邊）

事務局としては、この当事者部会については、先ほどご説明したとおり、公募委員的なイメージを持っていたものですから、基本的にはそういった背景なしで、極めてフラットに考えたらこういう形だったというものです。

ただ、今お話を聞いていると、いや団体からも要るよね、でも団体だったら、団体呼ばれている、呼ばれていないの関係があるよねとか、あるいは就労している知的障害・精神障害の方、あわせて公募の中には恐らく身体障害の働いている方も多くいらっしゃるのかなと思っているので、そのあたりのことも考えつつ、それは本当に自由にご議論いただければなと思っているところであります。事務局としてはあくまでもたたき台としてお示しをさせていただいていま

す。

○高山会長

ということで、フラットで出してきたということですね。しかしながら、先ほど吉田委員が、当事者でも、もうスタートしようみたいな、それはネットワークという意味のことだと思うのですけれども、それはいわゆるいろいろな団体の方のネットワークになるわけですか。

○吉田委員

最初は、団体というよりも、知り合いから輪を広げてもいいのかなというところ。ただ、知的障害の人たちの参加は、すごく難しいと思うので、会議には家族でないサポーターを入れてほしいです。

○高山会長

ほかにはいかがですかね。

もし公募をすることになったときには、今日決めないとスケジュール的には難しいですか。

○事務局（渡邊）

先ほど申し上げたとおり、年度末、年度明けぐらいのスケジューリングのイメージでいました。でも、今回ここで当事者部会の大枠が決まらないとなると、公募という選択肢は実質的にはとれなくなってしまうかと思えます。

それと、あとは年度の途中、25年度途中から発足をさせるという形になり、半年ぐらいつれてしまうかなというようなイメージです。ですので、どちらをとるかだと思うのですね。ある程度、あらあらなところで、ともかく当事者部会をつくるんだというようなご決定なり、方針のほうを決めていただいて、あとで実際に発足をさせてから、多少手直しをしていくという形で、ともかくスタートするのか。

あるいは、もう少しこれに手直しして、修正案で行くのか、あるいはもう少し議論を深めてから、25年度の年度途中からとするか、ご判断をまずいただければ、事務局としては動きようがあるかなと思います。

○高山会長

いかがでしょうか。

この4月1日からスタートする、これはほかの部会とも同じことになると思いますが、スタートするということ、そのためには、ある意味で試行錯誤的になりますよね、最初のことから。

こういう枠組みでスタートしてみようと、とにかく当事者部会をつくるということが大切な

んだっていう、そういくのか。あるいはもっと議論を、それこそ先ほどの専門部会も含めて、もっといろいろな団体を含めて議論を積み重ねて、合意形成をしてからなのかっていう、その2つの選択肢でありますけれども、いかがでしょうか。

○三股委員

スタートを切るのであれば、この就労支援専門部会、相談支援、それから権利擁護、ここにかかわりの深い、要するに関係してくる障害、類型が特にわかりますよね、大体。そういう人たちの中から出ていただくという形はどうでしょうか。

○事務局（渡邊）

確認ですが、そういうことであれば、今の施設推薦枠と公募枠ではなくて、各専門部会の委員からの推薦を受けた障害のある人に、先ほど吉田委員がおっしゃった、親ではないサポーターをつけた形で当事者部会を発足させるのはどうかというご意見ということによろしいですか。

○三股委員

そうですね。例えば、就労の場面だったら、先ほどの精神障害の方でも、知的障害の方でもいらっしゃるわけですし、そういうふうに支援するという考え方もあるのかなと。

○高山会長

部会推薦ということですね。それは、一つの方法としては説得力のあることかもしれませんね。いかがでしょうか、対案でありますけれども。ここからが難しい。公募の問題もありますね。いかがでしょうね。

○三股委員

すべてシャットアウトはできないと思いますので、公募枠はあったほうがよろしいかと思えます。

○高山会長

いかがでしょうか。3専門部会の推薦枠、プラス公募枠ということですね。

○吉田委員

例えば、専門部会で推薦するとしたらどの辺でしょう。今、就労支援だったら、知的障害・精神障害。私は、就労っていったら、知的障害・精神障害しかいないだろうって思っているぐらいなんですけれども。文京区の就労支援センターはほとんどが知的障害と精神障害の方ですよ。

○石澤委員

就労支援センターですけれども、今は登録者で就労されている方は、身体障害の方大体30名

ぐらいいらっしゃる形で、就労されている方のところへの職場訪問という形でかかわっているケースもあります。ですので、知的障害・精神障害だけではないということです。

○高山会長

身体障害の方ももちろんおられるということですね。3障害全部ということですね。

ただ、現実的に、部会長さんたちから推薦できますか。それならそれで十分成り立つ話かもしれないませんが、どうですか。

○井原委員

実際のところ、権利擁護はどうなってしまうかと思います。松下さんに、どうしようというかんじです。小森谷委員はどうですか？

○小森谷委員

権利擁護が一番難しいですよ。

○高山会長

ただ、権利擁護っていうのは、ある意味でだれにでもかかわってくる問題でもありますね。

○松下委員

権利擁護部会で、私が入れるべきではないかと申し上げた理由としては、やはり障害当事者でなければわからないことが権利侵害なんだと思うので、そういうことを発せられる人ならば、僕はいいと思うのですね。

我々は全然意識していないけれども、それこそさっきの、何で点字になっていないのということだとか、そういうことを言ってくれる人がいいというふうに思いますけれども。

○高山会長

いかがでしょうか。推薦枠でも公募枠でも、結局そこで選考されるわけですね、いろいろな意味で。

ですから、私は何か一本化するのではなくて、3部会の推薦枠もあるし、施設の推薦枠もあるし、公募もあって、そこでいろいろな人たちが出てきていただくことはすごく大切だと思います。

その形で、その選考していくということでいかがでしょうか。どこだけをとっても、なかなか難しい問題がありますので、施設推薦枠あるいは専門部会枠、そして公募枠、このところで選考していくということ。ただ、選考の仕方、客観的な基準だとか大変になりますが、そういう形でいかがですかね。

○事務局（渡邊）

全体の合意がとれば、そういう形でも全く問題ないというふうに思います。

○高山会長

いかがでしょうか。

いろいろなところからの推薦があってもいいのではないかなという気もするんですよね。そういう形だと、限定されなくてもいろいろあるかもしれない。重複するかもしれませんが。いかがでしょうか。

○事務局（渡邊）

では、事務局のほうで整理をさせていただきますが、まず、当事者部会の設置に関しては設置をすると、来年度当初から設置をする方向ということでよろしいでしょうか。

それと、推薦の規模、規模は7名が妥当なのかという話はちょっとありますが、7、8、9ぐらいのところ、予算のこともございますので、こちらのほうで考えさせていただきたい。今会長のほうでお話があった施設推薦枠というのもやはり一定残したほうがいいのかということもありましたので、そちらと、各専門部会からの推薦される方がいらっしゃれば、そちらの方のご推薦もいただき、なお公募枠も確保し、その中でバランスをとりながら選考を進めるという整理でよろしいですか。

○高山会長

よろしいでしょうか。

○事務局（渡邊）

あと、もう1点、これは事務局のほうから、今回資料にはないのですが、選考の客観的基準と、かなり難しくなっていますので、そのあたりに関しまして会長及び部会長にはご協力なり、ご相談をさせていただいて進めるということでもよろしいでしょうか。

○高山会長

よろしいですか。

そうですね。選考のあり方の客観的基準というか、説明責任というのは問われてくると思いますので、これはしっかり作る必要があるかもしれませんね。それはとりあえず会長、副会長、それから部会長で少し議論させていただいてということでもよろしいでしょうか。

○事務局（渡邊）

あわせて何点か確認をさせてください。

公募をさせていただくということですが、公募に際しまして、今まで出てきているのが知的障害者・身体障害者・精神障害者という主に3障害ということでございますけれども、

会長のお話のあったいわゆる難病等が入るということでございます。

それから、障害者基本法においては、手帳なしでもいいということがあるのですが、やはり障害の客観的な把握ということも必要なので、事務局としては、難病医療券をお持ちの方ぐらいまでを一つの基準にして公募をかけたいというふうに思っていることが1点。

それと、先ほどお話のあった当事者部会が個人の意見になってしまう可能性がある等々ございましたので、通常、専門部会は今まで非公開という形にしてきたのですけれども、この当事者部会に関しては原則公開という形で取り扱いをしたいと思っています。それが2点目。

3点目が部会長です。部会長に関して、これまで各専門部会は互選という形をお願いしてきましたが、この当事者部会に関しても同様互選でよろしいかどうか。

この3点、ご確認お願いいたします。

○高山会長

ありがとうございました。

まず、1点目が公募を含めて3障害プラス難病医療券をお持ちの方ということですね。この枠組みで選考していくという形になりますが、これはよろしいですか。2点目は、この当事者部会はいわゆるオープン、だから傍聴が可となるということになりますが、これも問題ないですね。むしろ、これはオープンにしていったほうが良いと思います。どうですか。

○吉田委員

精神障害の方、大丈夫ですか。当事者の中に、大丈夫な人もいれば、結構デリケートな問題がいっぱいあると思いますが。

○行成委員

昨年、障害者福祉計画の中間報告に対する検討会とかヒアリングみたいなものを、当事者の方を集めて行いました。傍聴可とか、いろいろな施設の、要するに知らない人とかも何十人と来る中で議論したのですが、特にその場で発言された方は問題がなかったので、大丈夫ではないかなと思います。

○高山会長

いかがですかね、よろしいですか。

○安達委員

いろいろな準備しておいて、それでも出ますよという人を選べばいい話ではないでしょうか。

○高山会長

そうですね、それが大切。そのためにちょっと決めなきゃいけないんですけれども。

○安達委員

そのために決める必要がある。

○高山会長

やはり、オープン議論の場であるのは当事者部会だということ踏まえて公募していただく、あるいは選考していただくということになると思いますね。ではオープンということで。3点目は、部会長ですね。それぞれ3部会の会長がおられますけれども、当事者部会の部会長はどういうふうにしたらいいかという話ですよ。

○松下委員

互選でいいのですか。

○高山会長

互選ということで。ほかの3部会と同じように、互選ということで決めさせていただきます。

3つの事務局案はそれで決定ということでよろしくお願いします。

ほかにはございますでしょうか。いかがでしょう、何か。お願いします。

○安達委員

一つだけというか、今、行成委員から話があったように、去年、集まっていたいて議論していただいたとか、あれで二、三十人集まりましたかね。

○行成委員

そうですね。傍聴している人も含めて。

○安達委員

傍聴している人も含めたら。そういう意味では、当事者の方は議論したいと思っているし、もっとそういう場所や、機会をふやさないとまずだめだろうなというふうに思うので、そのことも含めて、この当事者部会というのを考えていただければ。

代表の人って、予算の関係とかあって人数限られちゃうことがあるのかもしれないけれども、やっぱりそのすそ野をちゃんと広げていかないと、ちゃんとした議論にならない。去年、おとしあたり、同じ身体障害者でも、持っている障害の内容によっては議論になるまでにすごい時間がかかるということがあるので、ちゃんと議論ができる場っていうのを用意してこそ、初めてこの当事者部会になると思うので、そのことは念頭に置いて進めていただきたいなというふうに思います。

○高山会長

貴重な意見、ありがとうございます。いろいろなチャンネルがあったほうがいいですよ。

そういう意味では、吉田委員たちが今主体的にネットワークをつくらうとしているということも、すごく大切なことだと思いますし、これがつくられたらいいという話じゃないので、いろんなチャンネルというものをそれぞれつくっていくということになろうかと思えますね。

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○事務局（渡邊）

事務局のほうから2点、席上配付資料1ですけれども、今回ご議論いただいて、資料の不備があったというような部分もございますので、この資料については、後ほど各部長と相談をさせていただいて、修正を加えさせていただきたいと思っていますので、その旨、各委員におかれましてはよろしくお願いをします。

また、各専門部長につきましては、修正についてご協力のほどよろしくお願いをいたします。

事務局のほうからは以上になります。

○高山会長

では、よろしいですか。

今日の議題はこれでということになりますね。

○事務局（渡邊）

その他ということになりますが、今後の自立支援協議会の開催についてということになります。

先ほど、私のほうで申し上げましたが、今年度末ないしは来年度当初という形で、親会を進めさせていただきたいと思っていますので、また別途スケジュールのほうは問い合わせをさせていただきますので、ご協力をお願いします。

また、各専門部会第1回は8月の中旬ぐらいまでに行っていただきましたが、引き続き、年度あと半年ございますので、精力的にご議論いただきたいという形で事務局のほうも調整してございますので、あわせてご協力をお願いできればと思っています。

事務局のほうからは以上です。

○高山会長

それでは、議題がこれで終了しましたので、今日は貴重なご意見ありがとうございました。今後とも、どうぞよろしくお願いをいたします。

閉会